

令和3年度 第4回宮城県特定家畜伝染病対策本部会議

日 時：令和4年1月11日（火）

午前9時30分から

場 所：特別会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 豚熱に係る防疫措置の完了について
- (2) 豚熱に係る今後の対応について

3 閉 会

<出席者>

役職	職	氏名	備考
本部長	知事	村井 嘉浩	
副本部長	副知事	佐野 好昭	
〃	副知事	遠藤 信哉	
本部員	教育長	伊東 昭代	
〃	公営企業管理者	櫻井 雅之	
〃	総務部長	大森 克之	
〃	復興・危機管理部長	佐藤 達哉	
〃	企画部長	志賀 真幸	
〃	環境生活部長	鈴木 秀人	
〃	保健福祉部長	伊藤 哲也	
〃	経済商工観光部長	千葉 隆政	
〃	農政部長	宮川 耕一	
〃	水産林政部長	佐藤 靖	
〃	土木部長	佐藤 達也	
〃	会計管理者兼出納局長	佐藤 靖彦	
〃	危機管理監	千葉 伸	
〃	警察本部長	猪原 誠司	

<事務局>

所属	職	氏名	備考
農政部 農業政策室	室 長	常陸 孝一	
農政部 家畜防疫対策室長	室 長	齋藤 裕	

議題（１）豚熱に係る防疫措置の完了について

１ 防疫措置の内容と経過

- ◎ 12月25日（土）に、丸森町の養豚場において豚熱の患畜が確認されて以降、家畜伝染病予防法に基づき、農林水産省と協議しながら、以下の防疫措置を行ってきた。

防疫措置項目	防疫措置の内容	
	A農場（丸森町） 〈発生農場〉	B農場（大崎市） 〈疫学関連農場〉
(1) 殺処分	① 当初報告頭数 約 7,000 頭 （母豚 818 頭，種雄豚 105 頭 肥育豚 3,845 頭，子豚 2,295 頭） ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施 12/25（土） 19時00分～ 1/4（火） 15時00分 ◇殺処分頭数 7,743 頭 （母豚 876 頭，種雄豚 110 頭 肥育豚：2,729 頭，子豚 4,028 頭）	① 当初報告頭数 33 頭 （肥育豚 33 頭） ② 防疫措置の状況 ◇殺処分の実施 12/27(月) 9時15分～ 12/27(月) 11時00分 ◇殺処分頭数 33 頭 （肥育豚 33 頭）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">合計 7,776 頭殺処分</div>		
	* 殺処分後は埋却処理	* 殺処分後は埋却処理
(2) 清掃・消毒	◇豚舎の清掃・消毒（1/6 完了）	◇豚舎の消毒（12/27 完了）
(3) 汚染物品 の処理	◇飼料は，埋却処理（1/6 完了） ◇糞は，たい肥発酵槽で消石灰散布・ビニールシート被覆による封じ込め静置処理。（1/7 完了） ◇尿は，消石灰による不活化処理（1/6 完了）	◇飼料は，埋却処理（12/27 完了） ◇糞は，豚舎内で消石灰散布・ビニールシート被覆による封じ込め静置処理。（12/27 完了）

- ◎ 上記の防疫措置(1)～(3)すべて実施し、埋却等が終了したことから、防疫措置完了とした。

疫学関連家畜は措置終了後 28 日間経過観察し、臨床症状、血液検査、PCR 検査の結果をもって農林水産省と協議し当該家畜の移動の制限を解除する。

さらに、県内養豚業者等に対し、豚熱侵入防止対策の徹底を注意喚起していくこととする。

2 防疫措置の実施体制

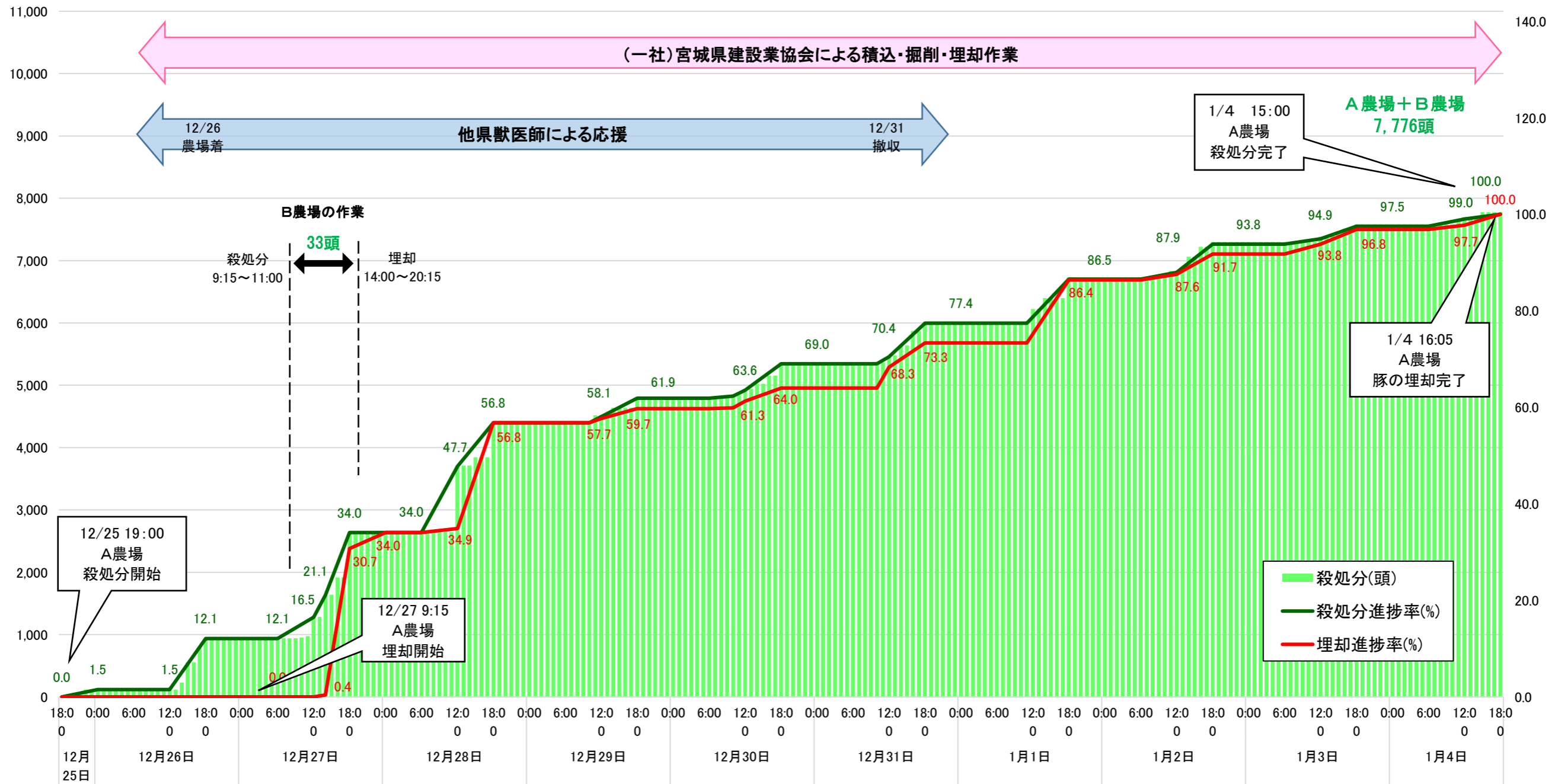
(延べ人数)

国の機関 (12/26~12/30)	約10人
道府県派遣獣医師 (12/26~12/31)	約40人 (11道府県)
市町 (12/25~1/8)	約130人
民間団体 (12/25~1/7)	約570人 (うち宮城県建設業協会 (約280人), 県内バス会社, ほか)
小計	約750人
県職員 (12/25~1/8)	約3,540人
合計	約4,290人

豚熱防疫措置進捗状況

処分頭数(頭)

進捗率(%)



議題（２）豚熱に係る今後の対応について

1 これまでの豚熱発生防止対策の取組

(1) 農場への対策

① 県内飼養豚全頭に対するワクチン接種

◇防疫指針に基づくワクチン接種プログラムを農水省に提出し、ワクチン接種を開始。

A 初回接種：令和 2 年 10 月 13 日～令和 3 年 1 月 27 日

141 農場 169,997 頭

B 継続接種：初回接種以降、新たに生まれてくる子豚等へ継続的にワクチン接種を実施しており、R3.11 月末現在 407,524 頭に接種済み。

② ワクチン接種後の抗体保有率調査

期 間：令和 3 年 1 月～6 月(第 1 回目)

対 象：豚熱ワクチンを接種した繁殖母豚及び肥育豚 合計 2,898 頭

結 果：抗体保有率 約 96%を確認

* 第 2 回目調査は、今年度内に実施予定。

③ 知事認定獣医師制度の導入

◇防疫指針に基づき、令和 4 年 1 月から農場の状況に応じて適時・適切にワクチン接種可能な民間獣医師を知事が認定し、これまで県職員等の家畜防疫員に限定されていたワクチン接種を民間獣医師もワクチン接種可能な体制を整備。

(2) 野生イノシシ対策

① 野生イノシシの豚熱ウイルス監視検査

◇死亡又は捕獲した野生イノシシの豚熱感染状況を検査し、養豚農場等に注意喚起。

死亡野生イノシシ：平成 30 年 9 月以降 76 頭検査 41 頭陽性

捕獲野生イノシシ：令和 2 年 1 月以降 418 頭検査 40 頭陽性

合計 494 頭検査 81 頭陽性

② 野生イノシシ侵入防止対策

◇県内全域の養豚農場周囲に防護柵を設置。

③ 野生イノシシにおける豚熱感染の拡大防止のための経口ワクチン散布

◇野生イノシシの豚熱感染が数多く確認されている仙南地域で豚熱経口ワクチン協議会を設立し、養豚農場周辺を中心に 80 地点 1,600 個の経口ワクチンを散布中。

散布地域：七ヶ宿町、丸森町、白石市、村田町*、川崎町*、角田市*、蔵王町*、
仙台市（「*」は散布予定地域）

2 今後の対応

(1) 農場への対策

養豚場でのワクチン接種の継続と、特にリスクの高い離乳豚群での一層の飼養衛生管理の強化を図る。

(2) 野生イノシシ対策

野生イノシシの捕獲や経口ワクチンの散布を強化し、防疫体制の充実を図る。